

# やはた保育園 運営規程

制定日：平成 30 年 12 月 1 日

改訂日：令和 7 年 4 月 1 日

(施設の名称等)

第 1 条 株式会社八幡ねじが設置するこの事業所内保育所（以下「当園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 やはた保育園
- (2) 所在地 鵜沼朝日町 4 丁目 2 5 0 - 1

(施設の目的及び運営方針)

第 2 条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）を日々受け入れ、事業所内保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては入所する利用乳幼児の最善の利益を考慮しその福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）及びその他関係法令を遵守して運営する。

(利用定員)

第 3 条 当園の利用定員は、次のとおり定める。

学年	0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
地域枠	1 人	2 人	3 人	6 人
従業員枠	1 人	3 人	2 人	6 人
合計	2 人	5 人	5 人	12 人

(提供する保育等の内容)

第 4 条 当園は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）その他関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成 2 9 年 3 月 3 1 日厚生労働省告示第 1 1 7 号）に準じ、事業所内保育事業の特性に留意して、次に掲げる便宜の提供を行う。

- (1) 保育の提供（第 7 条各号の時間において保育を提供すること）
- (2) 延長保育
- (3) 食事の提供

(4) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、員数について基準を下回らない範囲で増減することがある。

(1) 施設長 1人

施設長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 保育士 4人以上

保育士は保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(3) 保育補助者 1人以上

保育補助者は、保育士を補佐し保育に従事する。

(4) 調理員 2人以上

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(5) 事務員 1人

事務員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(6) 嘱託医 2人

嘱託医は、当該施設の利用乳幼児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者の相談、指導を行う。

2 前項に掲げるもののほか、運営上必要と認めるときは、その他の職種を配置することができる。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日及び祝祭日とする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(最大11時間まで)

午前7時30分から午後7時の範囲内で、保育標準時間認定の保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土・祝祭日 午前7時30分から午後6時30分

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時30分から午後4時30分の範囲内で、保育短時間認定の保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土・祝祭日 午前8時30分から午後4時30分

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、当

園が定める保育時間から開所時間の間に延長保育を提供する。

### (3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土・祝祭日 午前7時30分から午後7時

### (利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料（利用者負担金）を支払うものとする。

2 当園は前項の規定に関わらず、当園の従業員枠を利用する準社員・パート従業員の利用乳幼児（以下、「従業員枠利用乳幼児」という。）の保育料として当該市町村が定める保育料（利用者負担金）の半額を従業員枠利用乳幼児の保護者から徴収する。ただし、20,000円を上限とする。

3 当園は、保育の提供における便宜に要する費用のうち、**別表1**に掲げる費用の支払を受けるものとする。

4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として**別表2**に掲げる費用を徴収する。

### (利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、各務原市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じるものとする。

### (利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 利用乳幼児が満3歳に達する日の属する年度の末日
- (2) 保護者から利用契約の解約の申し出があったとき
- (3) 法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### (緊急時における対応方法)

第11条 当園の職員は、保育の提供時に、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、各務原市及び利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に備え消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 各務原市特定地域型保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(苦情対応)

第15条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者、責任者及び第三者委員等苦情受付窓口を設置し、保護者等に対して周知する。

- 2 苦情を受けた際は、速やかに事実関係を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(秘密の保持)

第16条 当園の職員は、業務上知り得た園児及び保護者の秘密を保持する。

- 2 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(プライバシーポリシー)

第17条 個人情報の取扱いと管理についての基本を定め、個人情報の保護に努める。

2 個人情報保護に関する法令等の遵守

個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に扱う。

3 個人情報の管理

個人情報を処理する情報システムの安全管理を図るとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容を保ち、紛失、改竄、漏洩などを防止する等、安全管理処置を講じ厳選な管理のもとで保管する。

4 個人情報に関する業務の園外委託

個人情報に関する業務を園外に委託する場合には、委託業者等に対し、漏洩や目的以外の利用を行わないように機密保持契約を義務付け、厳重な管理を行うよう指導する。

5 個人情報の第三者への提供

収集した個人情報は、予め本人の同意を得た場合や法令等に定める場合を除き、第三者への提供はしない。

6 個人情報の開示・訂正(追加・削除を含む)利用停止の請求

「個人情報保護管理者」を窓口として、本人からの当該保有個人情報の開示・訂正(追加・訂正を含む)、利用停止の請求があった場合には法令に従って速やかに対応する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

別表 1

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
園生活に係る必要物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カラー帽子 1, 0 0 0 円</li> <li>・ 自由画帳 2 6 0 円</li> <li>・ せいさく帳 5 0 0 円</li> <li>・ 布団カバー 2, 0 0 0 円</li> <li>・ イベント費 2, 0 0 0 円</li> <li>・ 年度末記念品費 2, 0 0 0 円</li> </ul>	年額 7, 7 6 0 円
災 害 共 済 給 付	園 での 傷 害 給 付	年額 2 4 0 円

・ 途中退園される場合、上記費用は返金しないものとする。

別表 2

2 延長保育に係る保育料（利用者負担）

区分	月額	日額	
保育標準時間	1, 8 0 0 円	2 0 0 円	
保育短時間	/	保育標準時間内	あわせて200円
		保育標準時間外	30分あたり200円

※但し、保育料の区分において「A」「B0」階層の児童は免除